

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail:office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

着任のご挨拶

池袋労働基準監督署

署長 田村 滋康



この度、4月1日付けの人事異動により、池袋労働基準監督署長として着任致しました田村と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

一般社団法人池袋労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働基準行政は2024年問題や最低賃金の引上げと大変厳しい施策推進の命を受けており、人手不足・物価高・原材料費の高騰など我が国を取り巻く現下の経済・雇用情勢において大変厳しい環境にあることを実感しております。

一方、池袋労働基準監督署管内で発生した、休業4日以上労働災害は、東京都内の監督署においてワースト1の数字、最も多い件数となってしまいました。本年度の池袋労働基準監督署では、労働災害の撲滅と減少に特に力点を置いた行政運営を考えております。また、不幸にして労働災害によって被災された労働者の早期の救済のため、労災保険給付の迅速・公正な処理も欠かせない課題です。

さらに、今年も猛暑が予想されますが、本年6月1日から労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が強化されることになりました。熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じた迅速かつ的確な対応が事業者には義務付けられます。当署でも積極的な周知と支援を実施いたしますので、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

当署では、労働者の生命と健康を第一に考えて、様々な行政課題に的確に対応し、行政サービスの向上に努めてまいりますので、これまでと変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、池袋労働基準協会様の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

目次

- ❖池袋労働基準監督署長 着任のご挨拶・前監督署長 退任のご挨拶 1～2
 - ―池袋労働基準監督署 人事異動のお知らせ（令和7年4月1日付け）
 - ―労働保険年度更新申告書受理・相談コーナーのご案内
- ❖職場における熱中症対策の強化について 3～4
- ❖令和7年度 全国安全週間の実施について 5～6
- ❖ハローワーク池袋だより・新規学校卒業予定者の募集・採用について 6～7
 - ―ハローワーク池袋所長着任のご挨拶・人事異動のお知らせ（令和7年4月1日付け）
- ❖定時総会開催案内 講習会等・協会行事実施と計画 8

退任のご挨拶

池袋労働基準監督署

前署長 高橋 和彦



令和7年3月末日付けをもちまして池袋労働基準監督署長を退任いたしました。令和5年4月の着任以来、大島会長をはじめ会員の皆様には、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

この2年間を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、様々な制約を受けていた世の中が動き始め、貴協会の活動も順次平生を取り戻した時期であったと思います。行政としましても、各種行事への参加や情報発信をさせていただいたところです。

社会を取り巻く状況は常に変化を繰り返す中、いかなる状況の変化が発生しても、安全で安心して働ける労働環境を実現していくことは、関係労使のみならず、その家族や地域社会の要請でもあり、企業活動の根底を支えるものとして不断の努力が企業に求められます。

労働基準行政が推進してきた「働き方改革」もスタートから6年が経過したいま、その定着も含め、新体制下においても引き続き皆様方にとって必要な情報提供等を継続的かつ適切な時期に発信させていただくことに御理解、御協力をお願いします。

最後となりますが、貴協会の益々の御発展と会員企業の皆様方の益々の御繁栄を祈念申し上げますとともに、引き続き労働基準行政の推進への御協力をお願い申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。

【池袋労働基準監督署 人事異動のお知らせ】(令和7年4月1日付け)

署長 田村 滋康 新任			
副署長(方面・安全衛生) 上村 和也 新任	副署長(労災) 伊澤 理恵		
第一方面主任監督官 石塚 延啓 新任	安全衛生課長 室岡 学		
第二方面主任監督官 田母神圭司 新任	労災第一課長 山口いずみ 新任		
第三方面主任監督官 上田 雅之 新任	労災第二課長 石井 恵子 新任		
第四方面主任監督官 川瀬 智美	補償課長 菅原 達也		

●令和7年度 労働保険年度更新申告書受理・相談コーナーのご案内

労働保険年度更新手続きは、6月2日(月)から7月10日(木)までとなります。
池袋労働基準監督署での申告書受理・相談コーナーの開催は下記のとおりです。
期間内にお手続きいただきますようお願いいたします。

開催期間	会場	所在地
6月23日(月)～7月10日(木) 午前 9:30～午後 4:30	池袋労働基準監督署 4階会議室	豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

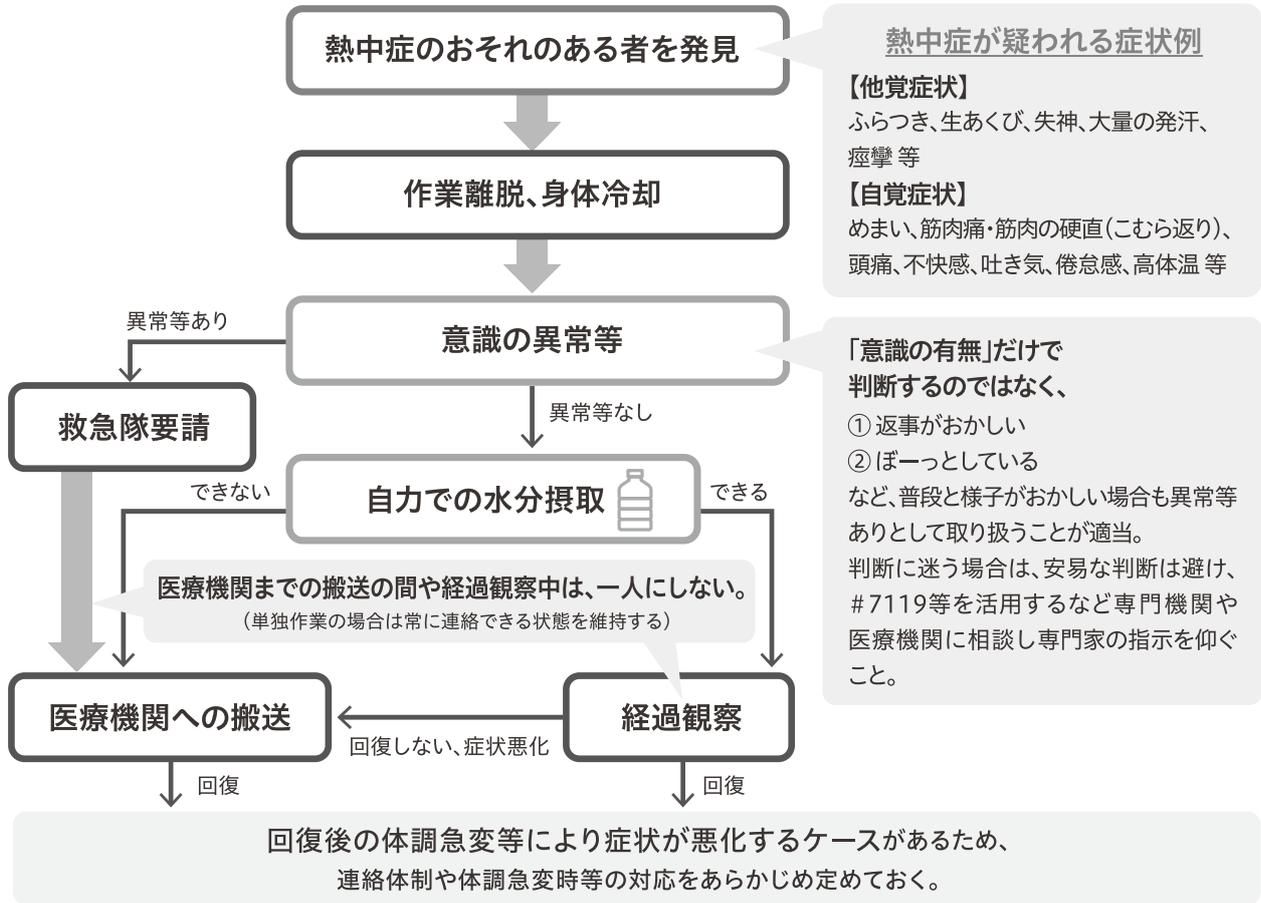
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

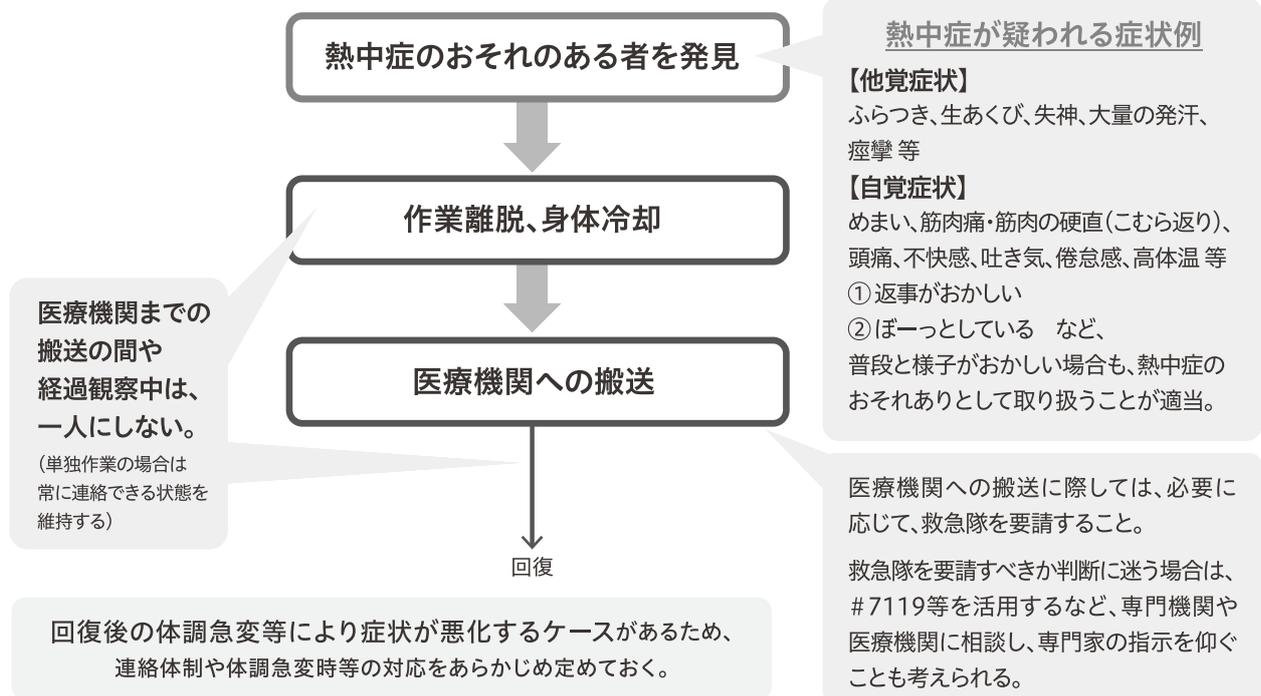
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



令和7年度 全国安全週間の実施について

本週間 令和7年7月1日～7月7日

準備期間 令和7年6月1日～6月30日

スローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しているところではありますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められます。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、上記のスローガンの下、下記事項にご留意の上、積極的に安全衛生管理に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和7年度全国安全週間実施要綱（抄）

1 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

2 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ④ リスクアセスメントの実施
 - ⑤ その他の取組

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ③ 建設業における労働災害防止対策
- ④ 製造業における労働災害防止対策
- ⑤ 林業の労働災害防止対策

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ③ 交通労働災害防止対策
- ④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策



ハローワーク池袋だより



新規学校卒業予定者の募集・採用をご検討ください！

企業のみなさまにおかれましては、未来の社会の担い手となる若者の採用について、この機会に是非ご検討いただきますようお願い申し上げます。

○ 新規学校卒業予定者の求人活動にはルールがあります。

・ハローワーク池袋ホームページ（右側の二次元コード）で詳細をご確認ください。

ハローワークでは新卒者の求人申込に関する相談をお待ちしています。

○ 新規高等学校・中学校卒業予定者の採用選考スケジュール

令和7年度は以下のとおりとなっています。



企業からハローワークの求人申込書受付開始	6月1日
高校 求人票返戻し、学校への求人情報提供と企業の求人活動開始 中学 求人票返戻し、ハローワークから学校へ求人案内	7月1日
高校 学校から企業への生徒の応募書類提出開始 中学 ハローワークを通じて企業への応募書類提出開始	高校 9月5日 中学 1月1日
企業による選考開始及び採用内定開始	高校 9月16日 中学 1月10日

※ 高校生・中学生を対象とした求人は、ハローワークで求人を受理したのち、学校に求人情報を提出します。

※ 令和6年度から変更はありません。

上記に関するお問い合わせ

ハローワーク池袋 事業所第二部門 学卒担当 電話:03-3987-8609（部門コード 32#）

着任のご挨拶

ハローワーク池袋所 所長 高橋 大弐



このたび、令和7年4月1日付で池袋公共職業安定所長に着任いたしました高橋と申します。一般社団法人池袋労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃より当所の業務運営について格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、近年の我が国における雇用情勢につきましては、経済社会活動が活発化する中で、人手不足感はエッセンシャルワーカーなどを中心に、全ての産業において強まっており、人手不足が重大な社会問題となってきております。

管内の中小企業の皆様からは「人が採れない」、「採用しても定着しない」といった声が多く寄せられている現状を踏まえ、求人の魅力を高めるアドバイス、的確な人材とのマッチング支援、各種助成金の活用支援などを通じて、企業の人材確保と雇用の安定に取り組んでいるところでございます。

一方、働き方の多様化が求められる中で、子育て世代・高齢者・障がい者・外国人など多様な人材の活用も重要なテーマとなっております。多様な背景を持つ求職者の活躍を後押しし、それぞれの企業においてこうした人材が安心して働ける職場作りをサポートすることも、重要な役割の一つであると考えております。

また、近年、大きなテーマになっているのが「DX（デジタルトランスフォーメーション）」です。業務のデジタル化を進め、オンライン職業相談や求人手続きの電子化を推進しており、地域の企業の皆様にとっても「便利で使いやすいハローワーク」を目指しております。

以上のように、ハローワークが果たすべき役割は、ますます大きく、そして多様化していくものと考えております。単なる「職業紹介の窓口」ではなく、「人と企業をつなぐ地域の雇用支援の中核」として、より柔軟で信頼される地域に根ざした機関となるべく、これまで以上に求人者サービスの充実・強化に努めてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝ご繁栄を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

令和7年4月1日付人事異動（基幹幹部職員）のお知らせ

転出	新所属	転入	旧所属
所長 山本 貴彦	飯田橋所	所長 高橋 大弐	東京労働局
職業相談部長 門間 詠太	東京労働局	職業相談部長 三浦 智博	東京労働局
雇用開発部長 原 和也	品川所	雇用開発部長 中島 浩志	東京労働局

令和7年度 定時総会・懇親会のご案内

令和7年度定時総会を下記により開催いたします。

開催通知、議案書と、ご出欠（委任状）の返信用ハガキを同封いたしましたので、5月30日（金）までにご回報いただきますようお願い申し上げます。

開催日時	令和7年6月17日(火)午後3時30分～		
会場	ホテルカデンツア東京		
議題	令和6年度財務諸表及び監査報告承認の件	役員改選	
報告	令和6年度事業報告	令和7年度事業計画	その他
懇親会	午後5時00分～		
懇親会費	10,000円		

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2025年(令和7年)4月～2026年(令和8年)3月講習会等実施計画（予定）

<池袋協会主催講習会等>	2025年(令和7年)										2026年(令和8年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新入社員安全衛生教育等講習会	9日												
労働行政運営方針説明会		22日											
働く人の健康づくりセミナー				23日									
全国安全週間説明会			4日										
全国労働衛生週間説明会						2日							
地区年未年始労働災害防止推進大会								27日					
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												予定	
安全衛生推進者養成講習		20-21日				17-18日					17-18日		
安全管理者選任時研修			24-25日				21-22日					17-18日	
衛生推進者養成講習				9日			7日				4日		
労災保険給付基礎講座(三田主催)		14日											
人事労務担当者基礎講習(三田主催)			4日										
化学物質管理者講習(新宿主催)			4日										
人事・労務担当者の労基法(新宿主催)			16日										
雇用保険・社会保険基礎講座(新宿主催)			18日										
労災保険給付 Atoz講習会(新宿主催)			24日										

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。